

虐待防止体制

事業者は、障害児等の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の設置、責任者の設置、苦情解決等の体制整備、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底、その他必要な措置を講じるものとする。

（虐待防止委員会の構成）

（ア）委員長は、管理者とする。

（イ）委員長は、各施設の児童発達支援管理責任者又は主任を虐待防止マネージャーに任命する。

（ウ）委員長は、個別の事案等に対応するワーキンググループを設置し、調査・検討させることができる。

（エ）委員長は、必要に応じて、関係する職員等に委員会への出席を求めることができる。

（オ）虐待あるいは不当な差別が疑われる事例が生じた場合には、委員長はすみやかに緊急会議を招集し、虐待あるいは不当な差別の有無を判断し、以後の対応を検討する。緊急会議は、管理者、児童発達支援管理責任者とし、必要に応じて、関係する職員等の出席を求めることができる。

※虐待が疑われる通報等があった場合速やかに対応を行う

また、年1回施設内での虐待防止研修を行う

・虐待防止の委員等に該当しない職員であっても、職員として児童の安心・安全を守るために虐待予防へ向けての早期発見の為、虐待の疑いなどがあった場合には相談・報告を委員長や虐待防止マネージャーへ行うこと。

・虐待の発見、疑い等があった場合フローチャートに則り対策を行う。また、緊急性に応じての対応も速やかに行う。